

**盛岡河川漁業協同組合内共第23号
第五種共同漁業権遊漁規則**

沿革 年 月 日

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第23号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等（以下「指定販売所等」という。）又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

| ア 水産動物 | イ 遊漁の方法 | ウ 区域 | エ 期間 |
|--------|----------|-------|--|
| あ ゆ | 友釣り・擬餌釣り | 免許の区域 | 7月1日以降で組合が定めて公表する日から10月31日まで |
| う ぐ い | 餌釣り・擬餌釣り | 〃 | 3月1日から11月30日まで |
| や ま め | 餌釣り・擬餌釣り | 〃 | 3月1日から9月30日まで |
| う な ぎ | 置釣り | 〃 | 7月1日から9月30日までとするが、繁殖保護のため漁獲を制限することがある。 |
| い わ な | 餌釣り・擬餌釣り | 〃 | 3月1日から9月30日まで |
| さくらます | 餌釣り・擬餌釣り | 〃 | 3月1日から6月30日まで |
| か じ か | 餌釣り・擬餌釣り | 〃 | 7月1日から9月30日まで |

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|---------------------------|----------------|
| 川目上天滝橋上流端から、築川ダム堤体までの間の区域 | 1月1日から12月31日まで |

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 水 産 動 物 | 全 長 |
|--------------|-----------|
| やまめ (ひかりを含む) | 13センチメートル |
| うぐい | 10センチメートル |
| うなぎ | 30センチメートル |
| いわな | 13センチメートル |
| かじか | 5センチメートル |

(漁具漁法の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる漁具又は漁法により採捕してはならない。

| 水 産 動 物 | 漁 具・漁 法 |
|---------|---------|
| 全 魚 種 | 撒 餌 漁 法 |
| あ ゆ | 餌 釣 り |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とし、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。

| 区 分 | 水産動物 | 漁具・漁法 | 遊 漁 料 | |
|-------|-----------------------------------|----------|--------|--------|
| | | | 日 券 | 年 券 |
| 全 魚 種 | あゆ | 友釣り・擬餌釣り | 1,000円 | 7,000円 |
| | うぐい やまめ いわな さくらます かじか | 餌釣り・擬餌釣り | | |
| | うなぎ | 置釣り | | |
| | | | | |
| 雑 魚 | うぐい やまめ いわな さくらます かじか | 餌釣り・擬餌釣り | 700円 | 5,000円 |
| | うなぎ | 置釣り | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）を除き500円を加算した額とする。
- 3 第1項の肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(特設釣場)

第8条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設するやまめ特設釣場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という）を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面又は表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

- 2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第 10 条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

| 区分 | 水産動物 | 漁具・漁法 | 遊漁料 | |
|-----|-------|----------|---------|---------|
| | | | 個人 | 団体 |
| 全魚種 | あゆ | 友釣り・擬餌釣り | 24,000円 | 21,600円 |
| | うぐい | 餌釣り・擬餌釣り | | |
| | やまめ | | | |
| | いわな | | | |
| | さくらます | | | |
| かじか | | | | |
| うなぎ | 置釣り | | | |
| 雑魚 | うぐい | 餌釣り・擬餌釣り | 17,000円 | 15,200円 |
| | やまめ | | | |
| | いわな | | | |
| | さくらます | | | |
| | かじか | | | |
| うなぎ | 置釣り | | | |

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

岩手県盛岡市内丸 1 6 番 1 号 岩手県水産会館 5 階
岩手県内水面漁業協同組合連合会

3 第 1 項の共通遊漁承認証の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。

5 第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第 7 条第 2 項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第 13 条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号 遊漁承認証

(1) 日釣券遊漁承認証

表

| | | | |
|--------------|------|------|---|
| 遊漁区域 | | No. | |
| 築川・根田茂川遊漁承認証 | | | |
| 承認日 | | 月 | |
| | | 日 | |
| 遊漁者 | (氏名) | (年齢) | |
| | | 様 | 才 |
| 魚種 | | | |
| 遊漁料 | | | |
| 発行者 | | | |
| 盛岡河川漁業協同組合 | | | 印 |

裏

| 魚種 | 漁具・漁法 | 期間 |
|----|-------|----|
| | | |

注 意 事 項

1. 遊漁の際本証を外部から見やすい箇所へ装着して下さい。
2. 本証を持った遊漁者でも規則に違反した行為である時は、その遊漁を中止させます。この場合既に納付した遊漁料は払い戻ししません。
3. ヤスは全面禁止です。
4. 禁漁区域は次の1ヶ所です。
 - ① 川目上天滝橋上流端から、築川ダム堤体までの間の区域

(2) 年釣券遊漁承認証

| | | | |
|--------------|------|--------|---|
| 遊漁区域 | | No. | |
| 築川・根田茂川遊漁承認証 | | | |
| 承認期間 | | 年度 | |
| | | | |
| 遊漁者 | (住所) | | |
| | (氏名) | 様 (年齢) | 才 |
| 魚種 | | | |
| 遊漁料 | | | |
| 発行者 | | | |
| 盛岡河川漁業協同組合 | | | 印 |

| 魚種 | 漁具・漁法 | 期間 |
|----|-------|----|
| | | |

注 意 事 項

1. 遊漁の際本証を外部から見やすい箇所へ装着して下さい。
2. 本証を持った遊漁者でも規則に違反した行為である時は、その遊漁を中止させます。この場合既に納付した遊漁料は払い戻ししません。
3. ヤスは全面禁止です。
4. 禁漁区域は次の1ヶ所です。
 - ① 川目上天滝橋上流端から、築川ダム堤体までの間の区域

様式第2号 県内共通遊漁承認証

No. 年 県内共通遊漁承認証

| | | |
|------------------------------------|-------|----------|
| 写 真 | 遊 漁 者 | 1. 有効期間 |
| | 団体名 | 自 年 月 日 |
| | 住 所 | 至 年 月 日 |
| | 氏 名 | 2. 魚 種 |
| | 年 齢 | 3. 遊漁料 |
| | | 4. 交付年月日 |
| 岩手県内水面漁業協同組合連合会 電話 019-623-8712 | | 印 |

注 制限及び条件として次の事項を明示すること。

1. 入漁できる漁業権漁場
2. 各々の漁業権漁場で定める遊漁規則遵守に関する事
3. この承認証では特別漁場、特設釣場及びつかみどり漁場での遊漁ができないこと

ただし、別途これら制限及び条件を記載した書面を交付し、これに従わなければならない旨を記載することをもって代えることができる。

様式第3号 漁場監視員証

表

裏

| | |
|---------------------------|------|
| No. | |
| 漁 場 監 視 員 証 | |
| 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 | |
| 氏名 | (年齢) |
| 住所 | |
| 有効期間 | |
| 発行者 | |
| 盛岡河川漁業協同組合 | 印 |

| |
|--|
| 注 意 事 項 |
| 1. 毎月10日迄に前月分の販売代金並びに活動報告書の提出をお願いします。 |
| 2. 遊漁者とのトラブルに気を付け、ケガをしないよう言動に注意して活動願います。 |
| 3. 違反者等の連絡先 岩手県 盛岡東警察署 生活安全課 TEL 019-606-0110 (代表) |